

岩手県告示第302号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成22年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 340号
- 2 供用開始の区間 九戸郡軽米町大字軽米第18地割字尾田76番1地先から64番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成22年3月30日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 二戸地方振興局土木部
 - (2) 期間 平成22年3月30日から同年4月30日まで